資料3

令和５年度　不祥事防止対策実施方針（案）の概要

１　趣旨

不祥事の発生を未然に防止するため、２のとおり取組強化項目を定め、３～６のとおり取組を実施する。

２　令和５年度の不祥事防止対策の取組強化項目

(1)　組織的な業務体制及び情報共有

(2)　公務員としての自覚と倫理意識の醸成

(3)　ハラスメント根絶に向けた取組の徹底

３　不祥事防止点検

(1)　総務局が示す「個人点検シート」に基づき、各職員は、重点的に注意すべき項目について、自己点検を実施する。

(2)　所属長は、(1)の点検結果等を踏まえ、必要な不祥事防止対策を講じる。

４　研修

(1)　階層別研修（人事課職員キャリア開発支援センター主催）

対象職員ごとに求められる役割の意識付けを図る。

ア　新採用職員研修

イ　交流職員研修

ウ　臨任・任期付・会計年度任用職員研修

エ　新任主幹級職員研修

オ　専門職職員研修

(2)　不祥事防止推進補助者研修（総務局総務室主催）

総務局総務室職員から令和５年度の不祥事防止対策の視点を伝えるとともに、外部講師から職場研修等に必要な知識、材料を提供する。

(3)　局等・所属研修

各局、所属において、職場のリスクを踏まえ、自主的に企画し、実施する。

５　訪問指導

(1)　定期訪問指導

○　対象については、新型コロナウイルス感染症の影響等を見極めながら、決定する。

○　不祥事防止への取組状況に関する事前調査の記載等に基づき、所属長からの聞き取り、当該所属の不祥事防止の取組に対する指導、助言等を実施する。

(2)　随時訪問指導

定期訪問指導のほか、必要と認められる場合に随時実施する。

６　内部統制

内部統制推進者（所属長）は、内部統制基本方針を踏まえたリスク評価シートに基づき、自らの所属のリスクに関して点検を実施し、その結果を、内部統制推進責任者（総務局総務室長）を経由して、独立的評価責任者（総務局組織人材部長）に報告する。